議第 115 号

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年9月3日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提案理由

当該条例の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生 労働省令第 61 号)が、平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)を踏まえて改正されたため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年下呂市条例第26号) の一部を次のように改正する。

改 IF. 後

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育 事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」 という。)を除く。以下この条、第7条第1 項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、 第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1 項から第3項までにおいて同じ。)は、利用 乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行わ れ、及び家庭的保育事業者等による保育の提 供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要 な教育(教育基本法(平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校に おいて行われる教育をいう。第3号において 同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、 次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育 所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施 設」という。)を適切に確保しなければなら ない。

- (1)(略)
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育 事業所等の職員の病気、休暇等により保育 を提供することができない場合に、当該家

改 TF. 前

(保育所等との連携)

- 事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」 という。)を除く。以下この条、第7条第1 項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、 第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1 項から第3項までにおいて同じ。)は、利用 乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行わ れ、及び家庭的保育事業者等による保育の提 供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要 な教育(教育基本法(平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校に おいて行われる教育をいう。第3号において 同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、 次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育 所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施 設」という。)を適切に確保しなければなら ない。ただし、連携施設の確保が著しく困難 であると市が認める地域において家庭的保育 事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条 第2項第3号において同じ。)を行う家庭的 保育事業者等については、この限りでない。
- (略) (1)
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育 事業所等の職員の病気、休暇等により保育 を提供することができない場合に、当該家

改 正 後

庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)を提供すること。

(3) (略)

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力 を行う者との間でそれぞれの役割の分担及 び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務 の遂行に支障が生じないようにするための 措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に 掲げる事項に係る連携協力を行う者として適 切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育 事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所 又は事業所において代替保育が提供される 場合

第27条に規定する小規模保育事業A型若 しくは小規模保育事業B型又は事業所内保 育事業を行う者(次号において「小規模保育 事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供 される場合

改 正 前

庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

(3) (略)

改 正 前

事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A型事業者等と同等の能力を有すると市が 認める者

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの 施設とする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から 調理業務を受託している事業者のうち、当 該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を 十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業 務を適切に遂行できる能力を有するととも に、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並び に健康状態に応じた食事の提供や、アレル ギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素 量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及 び時機に適切に応じることができる者とし て市が適当と認めるもの(家庭的保育事業 者が第22条に規定する家庭的保育事業を行 う場所 (第23条第2項に規定する家庭的保 育者の居宅に限る。附則第2条第2項にお いて同じ。) において家庭的保育事業を行 う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

あっては、連携施設の確保に当たって、第6 条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を 求めることを要しない。

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

施設とする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者に | 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者に あっては、連携施設の確保に当たって、<u>第6</u> 条第1号及び第2号に係る連携協力を求める ことを要しない。

改 後

附則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日において現 第2条 この条例の施行の日の前日において現 に存する法第39条第1項に規定する業務を目 的とする施設又は事業を行う者(次項におい て「施設等」という。)が、施行日後に家庭 的保育事業等の認可を得た場合においては、 この条例の施行の日から起算して5年を経過 する日までの間は、第15条、第22条第4号(調 理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項 本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条 第1号(調理設備に係る部分に限る。) (第 32条及び第48条において準用する場合を含 む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限 る。) (第32条及び第48条において準用する 場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員 に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調 理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調 理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調 理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項 本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条 第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第 5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条 第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並| びに第47条第1項本文(調理員に係る業務に 限る。)の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭 的保育事業 (第22条に規定する家庭的保育事 業を行う場所において実施されるものに限 る。)の認可を得た施設等については、施行 附 則

(食事の提供の経過措置)

に存する法第39条第1項に規定する業務を目 的とする施設又は事業を行う者が、施行日後 に家庭的保育事業等の認可を得た場合におい ては、この条例の施行の日から起算して5年 を経過する日までの間は、第15条、第22条第 4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23 条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、 第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。) (第32条及び第48条において準用する場合を 含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に 限る。) (第32条及び第48条において準用す る場合を含む。)、第29条第1項本文(調理 員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文 (調理員に係る部分に限る。)、第33条第1 号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4 号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条 第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、 第43条第1号(調理室に係る部分に限る。) 及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、 第44条第1項本文(調理員に係る部分に限 る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係 る業務に限る。) の規定は、適用しないこと ができる。

改 正 後 改 正 前 日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行

附則

ればならない。

この条例は、公布の日から施行する。

うために必要な体制を確保するよう努めなけ

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

当該条例の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)が、平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)を踏まえて改正されたため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、下記①及び②の要件を満たすと認める場合には、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所(省令第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所をいいます。)以外の場所において代替保育を提供する場合にあっては、小規模保育事業(A型、B型)又は事業所内保育事業を行う者(以下「小規模保育事業A型事業者等」といいます。)を、家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合にあっては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者をそれぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることを規定します。
 - ① 家庭的保育事業者等と連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び 責任の所在が明確化されていること
 - ② 連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること

(第6条第2項、第3項関係)

(2) 家庭的保育者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいいます。以下同じ。)の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者については、保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適

切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康 状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じる ことができる者として市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とす ることを規定します。

(第16条第2項第4号関係)

(3) 附則第2条第1項の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の 居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理により行うた めに必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の 適用を猶予する経過措置期間を「10年」とします。

(制定附則第2条第2項関係)

(4) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)